

岩手県告示第311号

岩手県事務委任及び代決専決規則別表第1に規定する別に定める補助金又は交付金のうち総務部に係るもの（平成20年岩手県告示第269号）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
室課名	事業名	室課名	事業名
総務室	公立大学法人岩手県立大学運営費交付金	総務室	公立大学法人岩手県立大学運営費交付金及び公立大学法人岩手県立大学施設等整備費補助
法務学事課	私立高等学校等就学支援金交付金、私立学校運営費補助、私立学校教職員退職金給付事業費補助、日本私立学校振興・共済事業団補助、私立高等学校等授業料等減免補助、 <u>学び直しへの支援事業費補助</u> 、 <u>私立学校耐震化推進事業費補助</u> 、私立学校被災児童生徒等就学支援事業費補助、被災私立専修学校等教育環境整備支援事業費補助及び私立学校等災害復旧支援事業費補助	法務学事課	私立高等学校等就学支援金交付金、私立学校運営費補助、私立学校教職員退職金給付事業費補助、日本私立学校振興・共済事業団補助、私立高等学校等授業料等減免補助、 <u>学び直しへの支援事業費補助</u> 、 <u>私立学校耐震化支援事業費補助</u> 、 <u>私立専修学校専門課程修学支援実証研究事業費補助</u> 、 <u>いわて職業人材育成事業費補助</u> 、私立学校被災児童生徒等就学支援事業費補助、被災私立専修学校等教育環境整備支援事業費補助及び私立学校等災害復旧支援事業費補助
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			